

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 美瑛町の人口構造及び産業構造

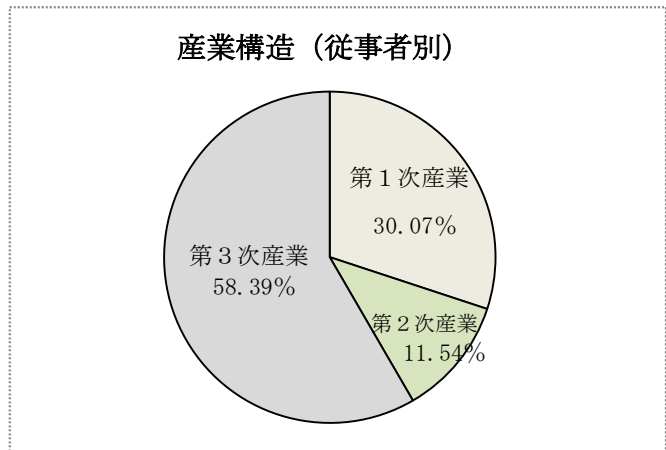
美瑛町の人口は、昭和 35 年の 21,743 人をピークに減少を続け、最近 10 年でも約 1 割の人口が減少している (H20.3 末 : 11,258 人→H30.3 末 : 10,142 人 (△9.9%) 住民基本台帳)。人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、この 10 年の間に高齢化率は 32.06%から 37.18%に上昇する一方、生産年齢人口率は 56.67%から 52.60%に減少した。美瑛町全体では今後も高齢化が続き、全ての世代が減少していく局面を迎えている。

産業構造を土地利用形態からみると、美瑛町は北海道のほぼ中央に位置し、なだらかな波状丘陵が特徴的で、町の総面積約 67,678ha のうち、山林が約 70%を占めているが、小麦、甜菜、豆類、馬鈴薯などの畑作を中心とした約 20%の農地が広がる農村地帯である。

次に従事者数でみると、上記の土地利用形態に関わらず第 3 次産業 (サービス業その他) が最も高く 58.39%となり、次いで第 1 次産業 (農林漁業) が 30.07%、第 3 位が第 2 次産業 (建設業、製造業) 11.54%となっている (平成 27 年国勢調査)。

【表】美瑛町の産業構造

	従事者数	割合
第 1 次産業	1,540	30.07%
第 2 次産業	591	11.54%
第 3 次産業	2,990	58.39%



② 事業所数の減少と高齢化

美瑛町においては、人口減少とともに地域経済を担う町内商工業者数も減少しており、人口の減少率を上回る率で商工業者の減少が進んでいる (H20.4 : 523 事業所→H30.4 : 427 事業所 (△18.4%) 美瑛町商工会調べ)。

事業所数の減少とともに経営に携わる者の高齢化が進んでおり、平成 27 年の国勢調査において管理的職業従事者数の平均年齢は 56.77 歳となっており、今後、数年内に多くの経営者が引退年齢を迎えることが見込まれる。

③ 美瑛町の中小企業の実態等

美瑛町においては基幹産業である農業を中心に、これに付随する農畜産物の加工製造業の他、農業の営みから生まれる農業景観を目的に訪れる観光客を主とした観光産業（宿泊業・飲食業）が地域経済をけん引しており、その影響は町内に限らず近隣市町村にも及んでいる。

一方で、人口減少と高齢化の影響が町内の中小企業・事業所に広く及んでおり、後継者不足や販売業績が低迷しているなど、今後、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、新たな人材育成と地域資源を活用した取り組みを進めていく必要がある。

(2) 目標

美瑛町では、町内の中小企業に対し、生産年齢人口の減少や高齢化が進んでも労働生産性を維持するために早急に先端設備の導入を進めるよう促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要であることから、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

美瑛町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言い難く、幅広い設備において生産性の向上を図る必要があるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

美瑛町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象とする地域は、美瑛町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

美瑛町内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。